

茨城町土採取事業規制条例の手引き



茨城町都市建設部都市整備課

平成30年9月第1版

目 次

1. はじめに	
制定の目的	2
条例制定前の土採取事業の規制	2
2. 土採取事業について	
土採取事業の定義	3
対象となる土採取事業	3
採取場区域の考え方	3
事業者・所有者の責任	3
3. 土採取事業の流れ	
(1) 許可申請までのフロー	4
(2) 土採取事業の実施にあたって	4
(3) 事前協議について	4
(4) 許可申請について	6
(5) 変更許可申請について	8
(6) 保証金の預入について	8
(7) 開始届について	10
(8) 標識について	10
(9) 停止命令等について	10
(10) 事業完了届について	11
(11) 採取跡地の措置命令について	11
(12) 地位の継承について	11
4. 罰則規定	12
5. 設計基準	
(1) 掘削	13
(2) 災害防止	14
(3) 公害保安対策	15
(4) 緑の保護及び緑化対策	16
(5) のり面保護方法(参考)	17
6. 土採取事業に係る関係法令	18
適用外となる他法令一覧	21

1. はじめに

制定の目的

土を採取する事業（以下、「土採取事業」）については、昭和49年に県内の各市町村において条例を制定し必要な規制を開始しました。しかしながら、当町においては土採取事業についての規制はなく、茨城県が定める要綱によって対応しておりましたが、対象となる面積等が大きいこと、罰則規定がないことなどから、対応に苦慮しておりました。

近年では涸沼周辺の土採取事業により、災害発生の危険性だけでなく、景観上好ましくない事案も発生しておりました。また平成27年5月の涸沼のラムサール条約登録を契機に環境や景観への町民意識が高まっていることなどから規制を求める声が上がっていました。

このことから、一定規模以上の土採取事業を規制し災害を防止するとともに採取跡地について緑化等による適正な整備を図り、もって自然環境の保全と住民の福祉の増進に寄与することを目的とした茨城町土採取事業規制条例を制定します。

条例制定前の土採取事業の規制

根拠法令	指導要綱※1	基本要綱※2
1. 該当要件	面積1ha以上又は土量20,000m ³ 以上	面積3ha以上又は土量150,000m ³ 以上
2. 処分方法	設計承認	承認
3. 町の役割	意見書の進達	意見書の進達
4. 罰則規定	規定なし	規定なし
5. 担当窓口	茨城県土木部都市局建築指導課 県央建築指導室	茨城県企画部水・土地計画課

※1 茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱

※2 茨城県県土利用の調整に関する基本要綱

2. 土採取事業について

土採取事業の定義

本条例において土採取事業とは、土の販売等ある一定の目的をもって、土を採取する行為を言います。なお採取場の中で土を処分するものについては対象としません。また、土とは土に混入し、または付着した物も含まれます。

対象となる土採取事業

採取する一団の面積 **1,000 平方メートル以上** 又は採取する **土量 2,000 立方メートル以上** が対象となります。

※採取面積 1,000 m²未満又は採取土量 2,000 m³未満であっても、一時完了し、跡地整備等を行い、1年以内に土採取事業を行うもの、かつ土採取事業者が実質的に同一であり、累計で要件を超える場合は対象とします。

また法令等による許可等に係る土採取事業、又は国、地方公共団体その他規則で定める公共団体が行う土採取事業については本条例の対象外となります。

採取場区域の考え方

□ 進入道路や保安距離等の採取区域面積上の取扱い

採取面積については、実際に土採取に供する区域の面積をいい、進入道路や保安距離等は含めません。ただし、進入道路であっても、土の掘削等を行い法面が生じる場合は、採取面積に含めます。

□ 許可対象規模未満の土採取事業完了後に隣接地で土採取事業をする場合の取扱い

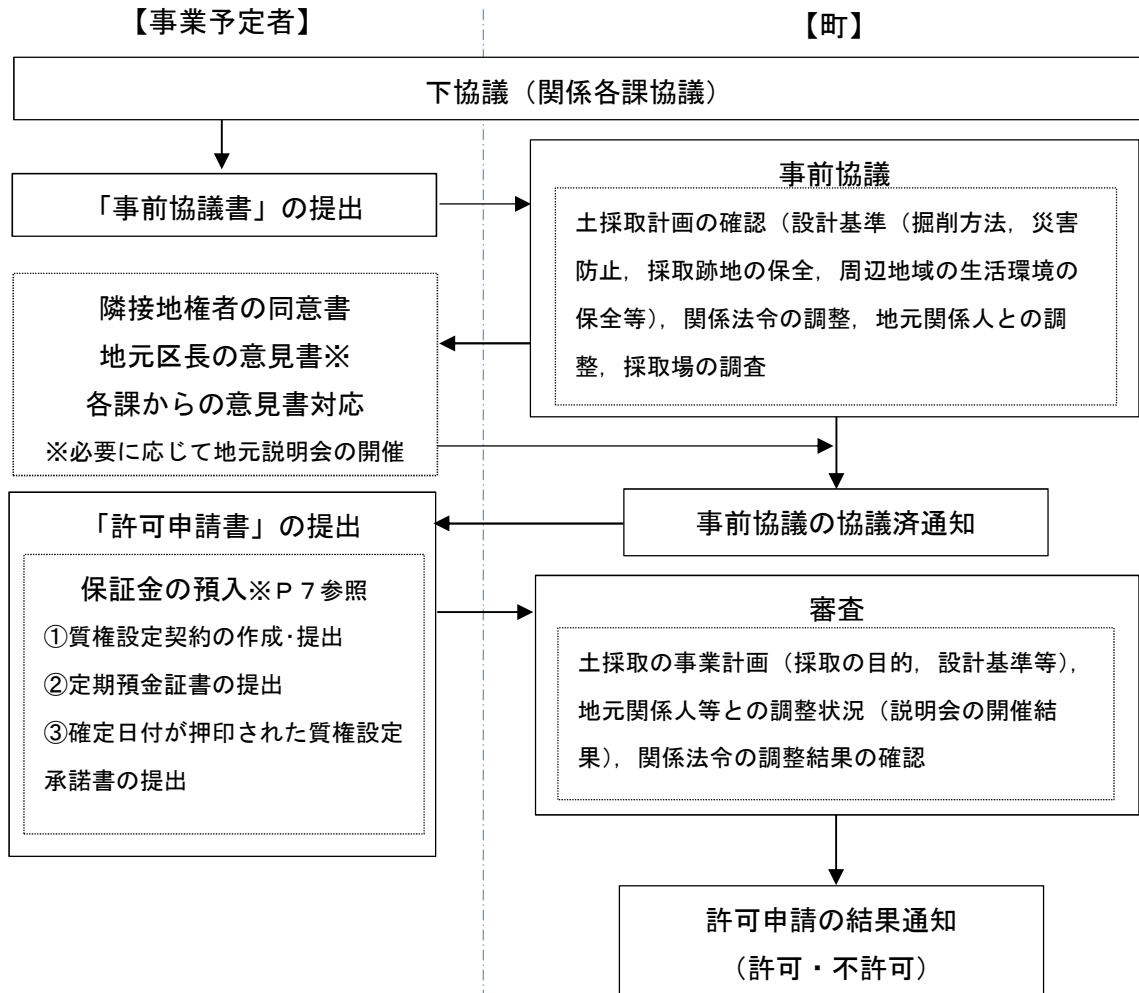
許可対象規模未満の土採取事業を完了後、1年以内に隣接地で土採取事業をする場合は、一体の事業として取扱います。この場合の採取面積は合計面積とし、その規模が許可対象規模以上の場合は、許可申請が必要となります。

事業者・所有者の責任

事業者は災害の防止、工作物の破損防止、のり面の保護等、また建築物、工作物の原状回復や紛争解決の責務を負うこととなります。また土地所有者も近隣地権者に配慮し、当該土採取事業が適正に行われるように協力しなければなりません。

3. 土採取事業の流れ

(1) 許可申請までのフロー



(2) 土採取事業の実施にあたって

この条例以外の法令で土地の規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可等が必要なものについては、あわせて許認可等を取る必要があります。詳しくは「6. 土採取事業に係る関係法令」(P17)を確認し、関係各課との調整を行って下さい。

(3) 事前協議について

事前協議の流れ

土採取事業を行おうとする者は、申請を予定する日の30日前までに規則で定める書類を提出し、町長と協議しなければなりません。また町長又は採取場の所在する区の区長等が必要と認めるときは、地元関係者等に対し、当該土採取事業について事前に説明会を開かなければなりません。

地元説明会の範囲等

採取場の周辺住民等に対する説明会を開催する場合は、周辺住民等の範囲について、地元区長と相談して下さい。

事前協議のポイント

設計基準の確認※	関係機関との協議※	地元関係人との調整
<input type="checkbox"/> 掘削に関する基準 <input type="checkbox"/> 災害防止に関する基準 <input type="checkbox"/> 公害保安対策に関する基準 <input type="checkbox"/> 緑の保護及び緑化対策に関する基準	<input type="checkbox"/> 各法令等の所管部署 <input type="checkbox"/> 公共施設等の管理者 等々	<input type="checkbox"/> 採取場に隣接する土地の所有者の同意 <input type="checkbox"/> 採取場の所在する区の区長等の意見の聴取 <input type="checkbox"/> 地元説明会開催の有無の確認

事前協議の必要書類

- ①土採取事業事前協議書(様式第1号)
- ②採取場の位置を示した縮尺50,000分の1以上の位置図
- ③採取場及びその周辺の状況を示した縮尺1,000分の1以上の区域図
- ④採取場から国道又は県道までの間の通路状況を示した縮尺10,000分の1以上の平面図
- ⑤採取場の土地の縮尺1,000分の1以上の実測平面図
- ⑥採取場の土地の縮尺1,000分の1以上の縦横断面図に採取後の計画地盤面を記載したもの
- ⑦採取場の土地の縮尺1,000分の1以上の跡地整備計画図
- ⑧採取場及びこれに隣接する土地の公図の写し
- ⑨採取場及びこれに隣接する土地の登記事項証明書
- ⑩土採取事業者の住民票の写し及び身分証明書
(法人の場合は、法人登記簿謄本及び代表者の身分証明書)
- ⑪採取場の土地を使用する権利を証する書類
- ⑫土採取事業に係る資金計画書
- ⑬その他町長が必要と認めるもの

提出部数

2部(正本1部, 副本1部(ただし②から⑦については6部))

(4) 許可申請について

許可申請の流れ

土採取事業を行おうとする者は、土採取事業に着手する日の30日前までに、土採取計画を定め、町長の許可を受けなければなりません。許可申請手続では主に、事前協議の内容や地元との協議等が完了しているか確認します。

許可基準

土採取事業が、次のいずれかに該当するときは、許可できません。

- 土採取事業に伴う災害の発生のおそれがあると認められるとき。
- 採取跡地の災害防止対策等が不十分で、かつ適正な環境保全を図るものと認められないとき。
- 土採取事業が他人に危害を及ぼし、又は公共の用に供する施設を損傷する等の公共の福祉に反すると認められるとき。
- 土採取事業を行おうとする者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 過去に条例に基づく許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
 - イ 過去に条例に基づく命令を受け、その命令に係る措置が完了していない者
 - ウ 土採取事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - エ 茨城町暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者
 - オ 法人でその役員のうちエに該当する者がいるもの
 - カ 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

許可申請の必要書類

- ①土採取事業許可申請書(様式第3号)
- ②土採取事業事前協議済書の写し
- ③採取場に隣接する土地の所有者の同意書
- ④採取場の所在する区の区長等の意見書
- ⑤施工に当たって道路及び水路を占有する場合は、当該許可書の写し
- ⑥埋蔵文化財の所在の有無に関する回答書の写し
- ⑦欠格要件非該当に関する誓約書(様式第6号)
- ⑧事前協議書提出の時から変更した事項がある図書
- ⑨確定日付のある質権設定承諾書
- ⑩その他町長が必要と認めるもの

提出部数

2部(正本1部, 副本1部)

許可申請書作成要領

□土採取事業許可申請書（様式第3号）

①採取場の区域

- ・採取場の地番を全て記載すること。（別紙で記載することも可能）

②採取する土の量及び採取期間

- ・採取する土の量を記載すること。
- ・採取期間は、着手予定日から採取完了予定日を記載すること。
- ・採取時間は、原則午前7時から午後6時以内であること。

③土採取事業の方法及び土採取事業のための施設に関する事項

- ・掘削の手段は、その工法（階段式、傾斜式、平面式）を記載すること。
- ・従事する者の数は、現場で作業する人数を記載すること。
- ・採取のための機械は、掘削する機械（バックホウ等）を記載すること。運搬に係る車両（ダンプカー等）は記載しなくてよい。

④土採取事業に伴う土砂の崩壊、流出等の防止のための方法及び施設に関する事項

- ・方法や設置場所を記載すること。（標識の設置場所は、平面図で示すことも可能）

⑤土採取事業に係る採取跡地の整備に関する事項

- ・採取後の掘削面、のり面の緑化方法等について記載すること。

⑥採取した土の搬出方法に関する事項

- ・方法は、運搬に係る車両の種別（ダンプカー等）を記載すること。
- ・能力は、積載量を記載すること。
- ・搬出経路は、町道路建設課へ提出する「道路使用願」等と齟齬がないこと。

⑦土採取事業の請負人及び現場責任者の住所及び氏名

- ・土採取事業を他の事業者へ委託する場合、その委託先を記載すること。
- ・現場責任者の氏名を記載すること。

⑧事業の目的

- ・事業の目的を詳細に記載すること。

⑨採取した土の搬出先の状況に関する事項

- ・搬出先の住所や搬出した土の処理方法を記載すること。

□採取場に隣接する土地の所有者の同意書

- ・様式は任意とする。所有者が同意している旨の記載と自署押印があればよい。

□採取場の所在する区の区長等の意見書

- ・様式は任意とする。事業に対する意見の記載と区長等の自署押印があればよい。
- ・説明会を開催した場合は、説明会の報告書も作成すること。

□確定日付のある質権設定承諾書

- ・「(6) 保証金の預入について」を参照のこと

□その他町長が必要と認めるもの

- ・関係各課及び区長等から意見があった場合は、意見に対する対応録を作成すること。

(5) 変更許可申請について

事前協議

変更申請書を提出する前に要領に基づく事前協議手続きが原則必要となります。
新規の届出の際と同じ手続きになりますので、「(1)事前協議について」(P4)を参照してください。

変更許可申請の必要書類

- ①土採取事業変更許可申請書
- ②当該変更に係る図書。

提出部数

2部(正本1部, 副本1部)

(6) 保証金の預入について

保証金制度

事業の適性な履行や事業区域, その周辺地域の町道等の破損, 災害の発生防止を補償するため保証金をあらかじめ預け入れする制度です。

保証金額の算定方法

採取する土量に1 m³あたり20円をかけた額と, 土の搬出の使用する町が管理する道路(町道, 法定外道路)の面積に1 m²あたり2,500円(砂利道の場合は, 600円)を乗じて算出した額のいずれか高い額を保証金として金融機関に預入して頂くことになります。

例) 採取土量5,000 m³の土採取事業を行い, 県道までの搬出する経路として舗装された幅員4mの町道を50m使用した場合。

- ①採取土量を用いる場合

$$5,000 \text{ m}^3 \times 20 \text{ 円} = 1,000,000 \text{ 円}$$

- ②町道使用面積を用いる場合

$$\text{幅員 } 4\text{m} \times \text{延長 } 50\text{m} = 200 \text{ m}^2$$

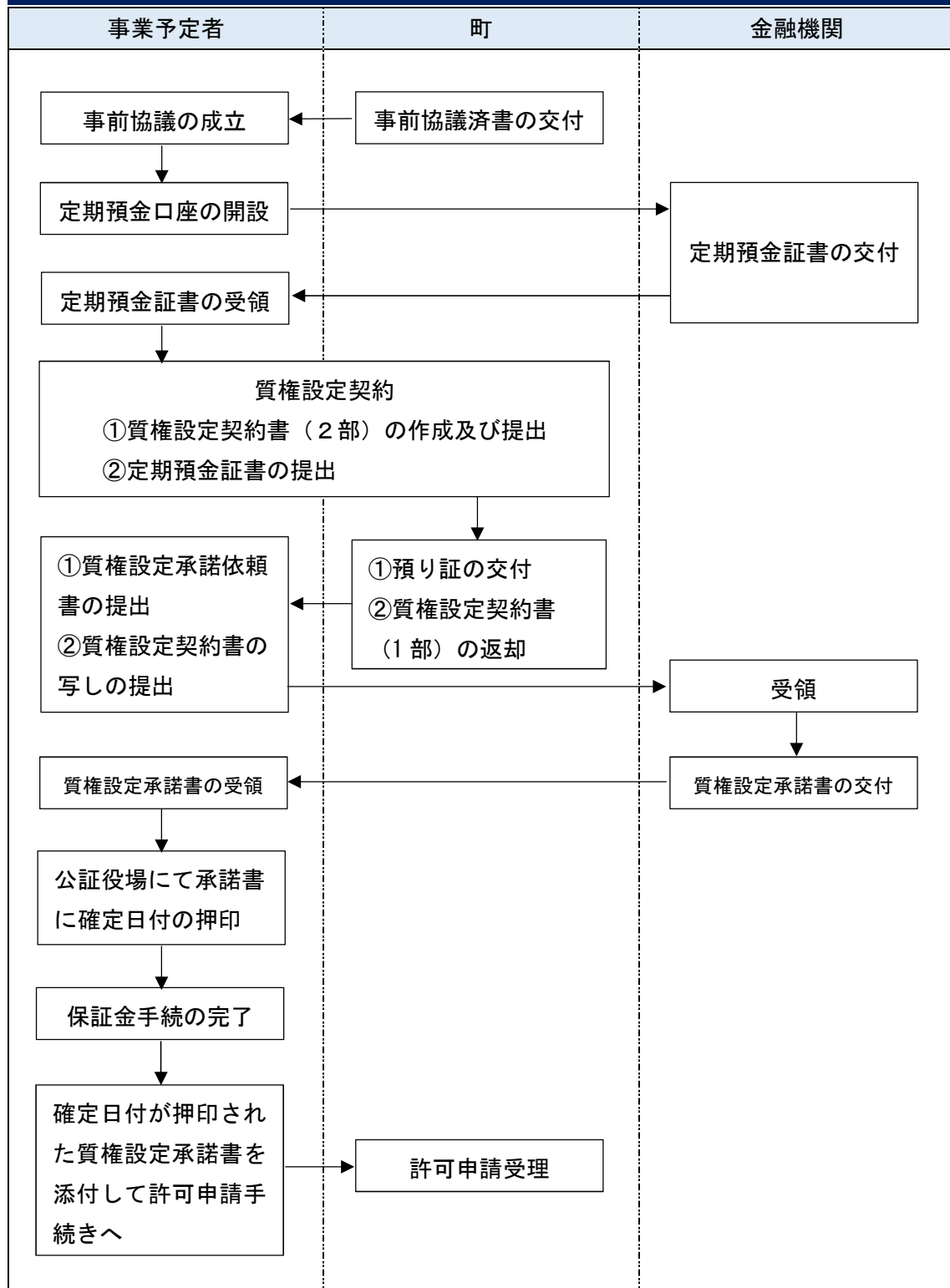
$$200 \text{ m}^2 \times 2,500 \text{ 円} = 500,000 \text{ 円}$$

- ①と②いずれか高い金額を採用するため, この場合①の1,000,000円が保証金額となります。

保証金の使途について

法面の崩落, 土の運搬, 崩落, 飛散又は流出により町の財産に損害を与えた場合の復旧に要する費用として使用します。

保証金の預入の流れ



(7) 開始届について

土採取事業を開始しようとするときは、当該土採取事業を開始する日の7日前までに開始届を提出して頂きます。

(8) 標識について

土採取事業を行う者は、標識を、当該採取区域の出入口付近の見やすい場所に掲示してください。

1メートル以上			70センチメートル以上
氏名及び住所 (法人にあつては名称 代表者の氏名及び主 たる事務所の所在地) 電話番号			
許可年月日及び許可番号	年月日第号	土採取場及びその周辺の状況見取図	
採取期間	年月日から年月日まで		
採取面積	平方メートル		
採取量	立方メートル		
現場責任者の氏名			
50センチメートル以上			

(9) 停止命令等について

定期的な検査・巡回の実施

事業の進捗状況について書面により報告することを義務づけるとともに、災害防止対策状況や掘削状況を検査します。

また、定期的に採取現場を巡回いたします。

立入検査

職員に立入検査の権限を付与し、違反者には罰則の適用のほか、廃棄物及び残土等の搬入があった場合は関係各課へ連絡し撤去義務等を課しています。

停止命令・措置命令の流れ

□無許可で土採取事業を行っているとき

□許可条件に違反して土採取事業を行っているとき



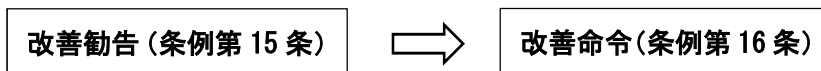
停止命令(条例第14条)



原状回復措置命令

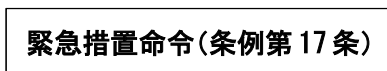
□設計基準に違反して土採取事業を行っているとき

- ・採取工法，最終のり面，深さ，切り土の標準勾配
- ・崩落防止対策，土砂流出対策，排水施設，採取跡地の保全利用
- ・立入禁止柵，騒音対策，粉じん対策，交通対策



□土砂の崩落等の恐れがある場合

□法令等に違反若しくはその恐れがある場合



(10) 完了届について

許可に係る土採取事業の完了，廃止，又は停止をしたときは，規則で定めるところにより，14日以内に，現場写真を添付のうえ，完了届を提出して頂きます。

町は完了届が提出された場合，土採取計画に適合しているかどうかについて，速やかに調査し，確認します。

(11) 採取跡地の措置命令について

採取跡地について，土採取計画に適合しないときは，土採取事業者に対し，採取計画に適合させるため必要な措置を採ることを命じます。

また土採取事業に伴う災害を防止するため必要があると認めるときは，事業者に対し，当該土採取事業が完了し，又は当該土採取事業を廃止した日から2年以内に限り，期限を定めて必要な措置を採ることを命じます。

(12) 地位の継承について

土採取事業の許可を受けた者の地位を承継したときは，その日から30日以内に承継届出書に土地所有者の承諾書，承継の事実を証する書類及び承継者の法人登記簿謄本等を添えて提出してください。

4. 罰則規定

罰則規定の種類

2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- 許可を受けずに、土採取事業を行った者
- 変更許可を受けずに、土採取事業の内容を変更して土採取事業を行った者
- 停止命令等、改善命令、緊急措置命令又は採取跡地に係る措置命令に規定する命令に違反した者

50万円以下の罰金

- 「立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者」、「質問に対して答弁をしない者」、「虚偽の答弁をした者」
- 「報告若しくは資料の提出しない者」、「虚偽の報告若しくは資料の提出をした者」

30万円以下の罰金

- 「開始届を提出せず土採取事業を開始した者」、「虚偽の開始届を提出して土採取事業を開始した者」
- 「完了届等を提出しない者」、「虚偽の完了届を提出した者」
- 「標識を設置しなかった者」
- 「承継届を提出しない者」、「虚偽の承継届を提出した者」

————— M E M O —————

5. 設計基準

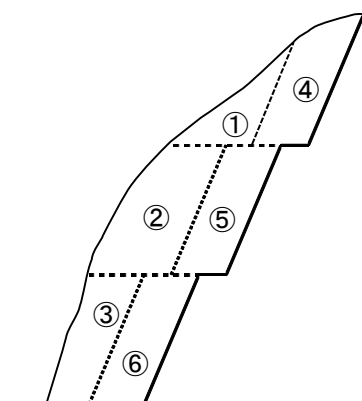
(1) 掘削

掘削工法

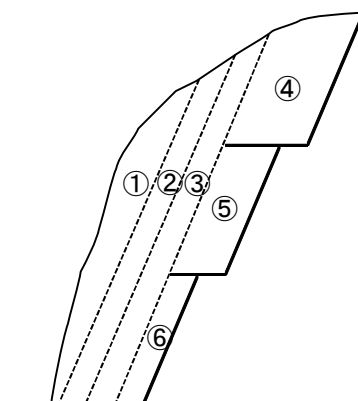
採取工法は、通常「階段式工法」、「傾斜式工法」又は「平面式工法」で行い、いわゆる「エグリ掘り」は、原則として行わないこと。

なお採取途中の災害の防止のため、極力「切下げ方式」を採用すること。

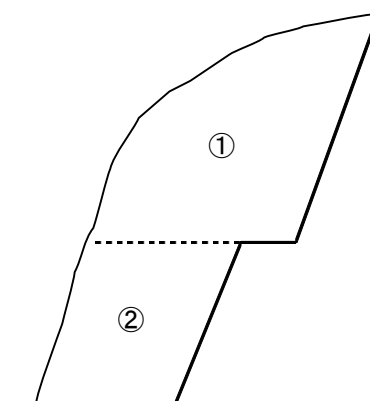
【階段式工法】



【傾斜式工法】



【平面式工法】



※番号順に上から下に採取すること

保安距離

隣地との保安距離は、最小限度2メートル以上とし、隣地に宅地、国道、県道及び町道並びに鉄塔等の敷地がある場合は5メートル以上、隣地に屋根等の建物がある場合は当該建物の軒下から10メートル以上の距離をとること。ただし、擁壁等の堅固な建造物を設ける場合は、この限りでない。

○保安距離

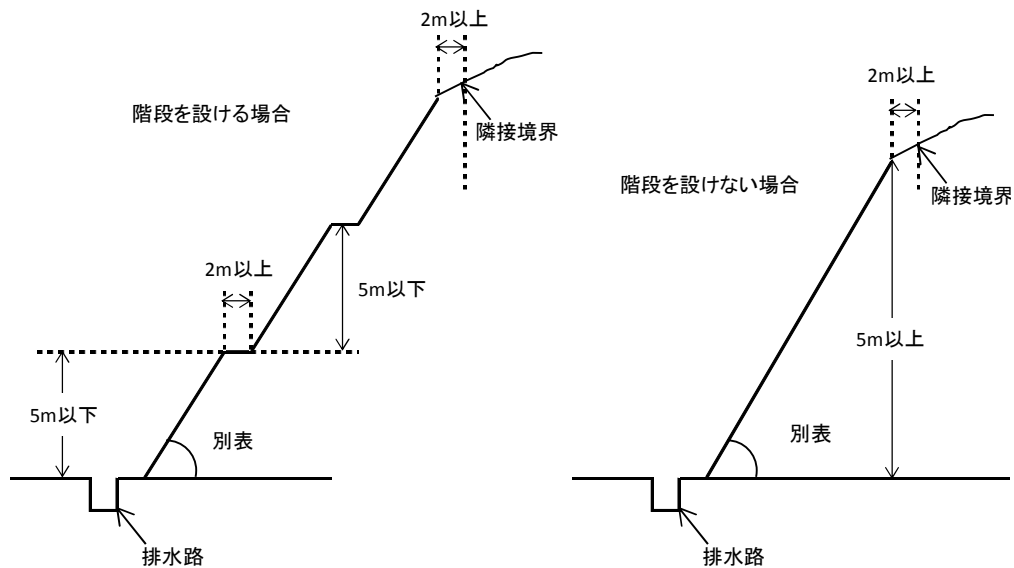
隣地が宅地以外：2 m以上

隣地が宅地、国・県・町道及び鉄塔の敷地：5 m以上

隣地に屋根等がある建物：軒先から10 m以上

最終のり面

最終のり面は、極力階段を設けること。階段を設ける場合は、切土高5メートル以下、階段幅2メートル以上とすること。



※（５）法面保護方法（参考）

深さ

掘削の深さは、原則として掘削する場所の周辺の土地のうち、最も低い部分よりも低くしないものとする。

切土の標準勾配

切土の標準勾配は、切土高に応じ、次に示す角度以下とすること。

【別表】

土質	切土高 5メートルを超える場合	切土高 5メートル以下の場合
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	70度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、粘土その他これらに類するもの	35度	45度

（２）災害防止

崩落防止対策

- 地山の亀裂、陥没等の異常の有無並びに含水及び湧水の状態を絶えず監視するとともに、計画的採取に努めること。
- 1日の作業終了時に、落石又は倒木のおそれのある浮石又は立木がある場合は、その日のうちに除去すること。
- 気象状態に絶えず留意し、気象状態の悪化が予想される場合は、作業の中止、危険箇所への保全処理等適切な措置を講ずること。

土砂流出対策

採取中，集中豪雨その他の原因で土砂が付近に流出しないよう土俵積，土盛堤，棚等の仮設工事を行い，完了後も土砂流出のおそれがある場合は，擁壁，ダムその他これに代わり得る施設を築造し，土砂の流出に対処すること。

排水対策

□採取中，表水面によってのり面が洗掘され，又は崩壊するおそれのある場合は，法肩に接する地山に沿って素掘側溝，コンクリートトラフ等による排水溝を設置し，地山からの流水がのり面に流れ込まないように処置すること。また，完了後は，法肩線又は小段に集排水施設を設け，縦排水溝，斜排水溝及びその接合点には集排水柵等も考慮して，円滑に排水すること。

□湧水によってのり面が洗掘され，又は崩壊するおそれのある場合は，水抜きのための水平孔，盲渠(きよ)等を設置して，湧水の排除措置を講ずること。

採取跡地の保全利用

□採取行為を完了し，又は廃止したときは，採取跡地の崩壊を防止するため，のり面には保護工を施行すること。

□採取跡地の利用計画は，周辺環境と調和するよう配慮すること。また，採取しようとする土地が農地の場合は，採取後直ちに農地に復元すること。

※他法令（農地法，森林法等）により採取跡地の整備について規制を受ける場合，災害防止に留意した上で適正な整備を実施すること。

（３）公害保安対策

立入禁止柵

採取場内は，一般の立入りを禁じ，周囲は有刺鉄線柵，トタン塀，板塀等によって囲い，出入口には扉を設け，標識を付けること。

騒音対策

始業及び終業の時間を明確にし，騒音公害になるような早朝及び深夜の作業を行わないこと。

粉じん対策

採取場からの粉じん，運搬路から生ずるホコリ等が周辺的生活環境を阻害しないよう，散水，防じん材散布，運搬車両の洗い場の設置等適切な措置を採ること。

交通対策

□運搬車の公道への出入口等必要な箇所には交通整理員を配置し、安全上の配慮をすること。

□積込場所において規定積載量を超えないよう留意するとともに、車両には必ず全面シートを装置し、路面を汚損したときは速やかに清掃し、復元すること。

(4) 緑の保護及び緑化対策

□樹林のうち、景観上その他の見地から重要と思われるものについては、極力その全部又は一部の保存を図ること。

□採取跡地ののり面については、原則として緑化することとし、周辺の状況、掘削前の状態等を考慮して次のとおり植樹、植草等を行うこと。

(ア) 採取に当たり、山林の一部を伐採し、付近の景観を悪化させた場合は、植樹、植草等を併用して行い、緑の復元を図るものとする。

(イ) (ア) 以外の場合は、植草、種子吹き付け等を行うものとする。

M E M O

(5) のり面保護方法 (参考)

1 萱筋工, 筋芝工, 植生盤等 小段肩に使用

2 種まき工

チラカシバ, カゼグサ, エノコログサ, コマツナギ, メドハギ, ヤマハギ,
クロマツ, アカマツ, オヒジワ, メヒジワ, ヨモギ, センダイハギ, クローバー, ク
ヌギ等の種子を肥土と混ぜてまく。

3 吹付工

オヒジワ, メヒジワ, ヨモギ, センダイハギ, クローバー等の牧草の種子を肥土と混
ぜて吹き付ける。

4 植生盤貼付工

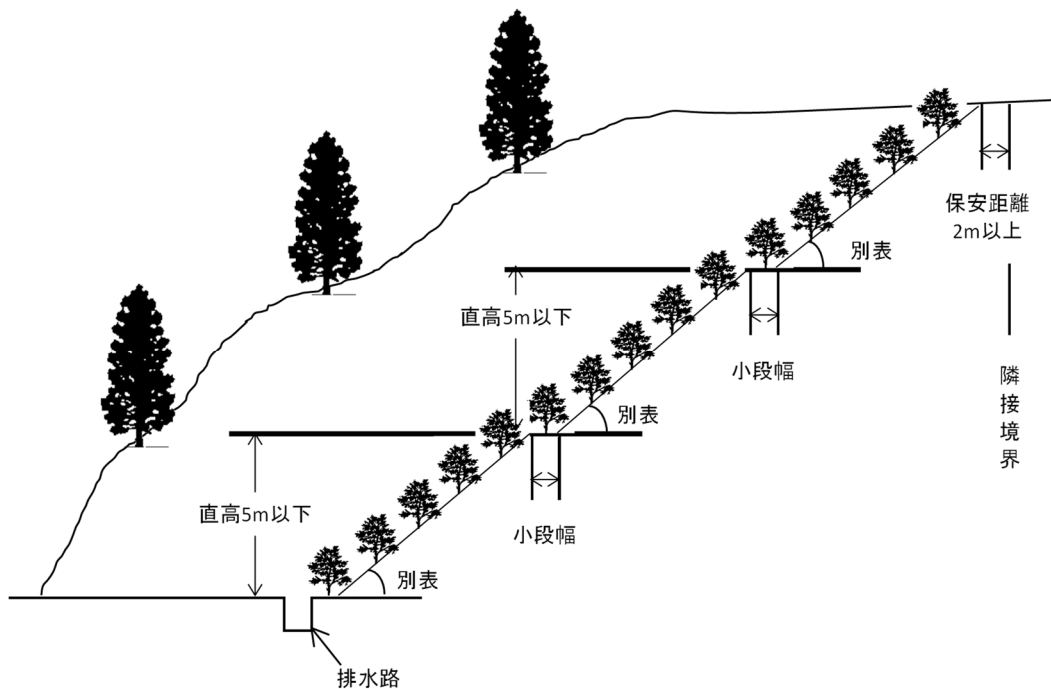
5 岩盤法面には, 葛, つた等つる性の植物を植栽すること。

6 植栽樹種

乾燥に強く土壌の緊縛力が強く気候, 風土にマッチして成育するもの。

クヌギ, サクラ, ウバメカシ, クロマツ, アカマツ, ハンノキ属 (ヤシヤブシ, ヒメ
ヤシヤブシ, マヤハンノキ) ニセアカシア, ネムノキ 暖地

イタチハギ, ハギ, エニシダ, ハコネウツギ, アキグミ 灌木につき喬木
と混植



6. 土採取事業に係る関係法令

この条例以外の法令で土地の規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受け
ることになり、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等を取る必要があります。
また下記の法令は、あくまで一例であり、その他手続が必要になることもあることから、
十分留意して下さい。

番号	関係法令	手続の概要	手続きの の類型	事務の管轄
1	国土利用計画法	<p>売買などにより一定面積以上の土地の権利を取得した場合、利用目的等について、契約締結日から2週間以内に町への届出が必要となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 届出が必要な面積 <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域：2,000㎡以上 市街化調整区域：5,000㎡以上 届出の必要な取引 <ul style="list-style-type: none"> 売買等 届出のされた利用目的について、土地利用に関する計画への不適合などが認められる場合、町長が勧告や助言を行う場合がある。 	届出	茨城町都市整備課
2	茨城県立自然公園条例	<p>公園計画に基づき特別地域と普通地域に分類指定されている。※茨城町は普通地域（大洗県立自然公園）のみ</p> <p>普通地域：建物高さ13m、又は延べ床面積1,000㎡、鉄塔高さ30mを超える工作物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は町長への届出が必要となる。</p> <p>なお、普通地域において5ha以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそのの有無を確認する必要がある行為については、事前の環境影響調査が必要となる。</p>	事前協議 ①申請、許可 ②届出	茨城町商工観光課
3	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	<p>鳥獣保護区特別保護地区内においては、建築物の新築・改築、水面の埋立、木材伐採といった行為等については、知事の許可が必要となる。</p> <p>※涸沼鳥獣保護区涸沼特別保護地区</p>	許可	茨城県環境政策課
4	茨城県自然環境保全条例	<p>茨城町においては、「緑地環境保全地域」が下記のとおり指定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 矢連緑地環境保全地域（茨城町小幡） 小幡城後緑地環境保全地域（茨城町小幡） <p>建物高さ10m、又は延べ床面積200㎡、鉄塔高さ30mを超える工作物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は知事への届出が必要となる。</p>	事前協議 ①申請・許可 ②届出	茨城県環境政策課
5	土壌汚染対策法	<p>土地の形質変更（掘削及び盛土等）部分の合計面積が3,000㎡以上の場合、工事着手30日前までに知事への届出が必要となる。ただし、例外として、次のものは届出の対象外となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 盛土しか行わない行為 形質変更の深さが最大50cm未満であり、区域外へ土壌の搬出を行わず、土壌の飛散又は流出を伴わない行為 	届出	面積20,000㎡以上 茨城県廃棄物対策課 面積20,000㎡未満 県央環境保全室

6	①茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 ②茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	土砂等による埋立て、盛土及び堆積について、埋立て等の区域面積が 5,000 m ² 以上となる場合は許可申請が必要となる。(なお、許可申請を行う前に、茨城県土砂等による埋立て等に関する事前協議要領に基づく事前協議手続を済ませる必要がある。5,000 m ² 未満の場合は町への許可申請の必要がある。)	許可	①面積 5,000 m ² 以上 茨城県廃棄物対策課 ②面積 5,000 m ² 未満 茨城町みどり環境課
7	森林法（第 10 条の 2） 開発行為の許可 森林法規則（第 10 条） 開発行為の通知	1 ha を超える地域森林計画対象民有林（5 条森林）において開発行為をしようとする者は、知事の許可が必要となる。	許可	県央農林事務所 林業振興課
8	森林法（第 10 条の 8） 伐採及び伐採後の造林の届出	地域森林計画対象民有林（5 条森林）において立木を伐採する場合、町へ「伐採及び伐採後の造林届出書」を、伐採を行う 30 日前までに提出する必要がある。	届出	茨城町農業政策課
9	森林法（第 10 条の 7 の 2） 森林の土地の所有者となった旨の届出	新たに森林の土地の所有者となった者は、土地の所有者となった 90 日以内に、町へ届出が必要となる。	届出	茨城町農業政策課
10	茨城県水資源地域保全条例（第 9 条） 水源地域の土地の所有者権等の移転の届出	水源地域※の土地の所有者等は、契約を締結しようとするときは、30 日前までに知事への届出が必要となる。 ※水源地域 網掛、秋葉、飯沼、海老沢、大戸、奥谷、小幡、上雨ヶ谷、上石崎、神谷、木部、下座、越安、小鶴、駒場、駒渡、近藤、下飯沼、下石崎、城之内、蕎麦原、常井、鳥羽田、中石崎、長岡、生井沢、野曾、前田、南川又、南栗崎、宮ヶ崎、若宮、谷田部、馬渡、上飯沼、下土師、小堤、南島田、神宿、下雨ヶ谷	届出	県央農林事務所 林業振興課
11	農地法	農地等で土採取事業を行う場合、あらかじめ知事の許可が必要となる。 ・集団的優良農地については、原則不許可である。 ・市街化区域内の場合、町農業委員会への届出が必要となる ・転用する農地の面積が 4 ha 超の場合、農林水産大臣との協議を要する。	許可又は届出	茨城町農業委員会
12	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）	農用地区域で土採取事業を行う場合、あらかじめ農用地区域から除外する必要がある。 除外は、農地転用許可見込みがあることを前提とし、除外の要件を全て満たす場合に限り出来る。	市町村：計画変更 県：同意	茨城町農業委員会
13	河川法	河川区域、河川保全区域、河川予定地等で工作物の設置や土地の形状変更を行う場合、河川管理者※の許可が必要となる。 ※河川管理者 ①1 級河川（県知事管理区間）茨城県知事 ②準用河川 茨城町長	許可	①水戸土木事務所 河川整備課 ②茨城町道路建設課
14	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩落危険区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合、知事の許可が必要となる。 ・水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為 ・ため池、用水路その他の急傾斜地崩落防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ・のり切り、切土、掘削又は盛土 ・立木竹の伐採 ・木竹の滑下又は地引による搬出	許可	水戸土木事務所 河川整備課

		<ul style="list-style-type: none"> ・土石の採取又は集積 ・その他、急傾斜地の崩落を助長し、又は誘発するおそれのある行為で、政令で定めるもの 		
15	文化財保護法	文化財保護法では周知の「埋蔵文化財包蔵地」の範囲内で建築・土木工事等を行う場合、及び工事中に遺跡を発見した場合、届出が必要となる。	届出	茨城町生涯学習課
16	道路法（24条） 道路管理者以外の者の行う工事	<p>道路管理者以外の者が、道路に関して工事の設計及び実施（舗装工事・採石敷均し等）を行う場合は道路管理者※の許可を受ける必要がある。</p> <p>※道路管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国道 国土交通大臣 ②県道 茨城県知事 ③町道 茨城町長 	承認	<ul style="list-style-type: none"> ①常陸河川国道事務所 道路管理第一課 ②水戸土木事務所 道路管理課 ③茨城町道路建設課
17	道路法（32条） 道路の占用許可	<p>道路において、工作物、物件又は施設を設け継続して道路を使用する場合は、道路管理者※の許可を受ける必要がある。</p> <p>※道路管理者 上記と同じ</p>	許可	<ul style="list-style-type: none"> ①常陸河川国道事務所 道路管理第一課 ②水戸土木事務所 道路管理課 ③茨城町道路建設課
18	道路法	町道を一定期間土砂や資材等の運搬経路として使用する場合、町の許可及び道路補修に関する協定書の提出が必要となる。	許可 協定書	茨城町道路建設課
19	茨城町法定外 公共物管理条例	<ul style="list-style-type: none"> ①道路法及び河川法以外の道路及び水路に工作物、物件又は施設を設け継続して使用する場合は管理者の許可を受ける必要がある。 ②道路法及び河川法以外の道路及び水路に工作物、物件又は施設を設け継続して使用する場合は管理者の許可を受ける必要がある。 	許可	茨城町道路建設課

— M E M O —

適用外となる他法令一覧

- ①文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 125 条第 1 項の許可に係る土採取事業
- ②森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 34 条第 2 項(同法第 44 条において準用する場合を含む。)の許可に係る土採取事業
- ③道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 91 条第 1 項の許可に係る土採取事業
- ④地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 18 条第 1 項の許可(同法第 19 条の規定により許可を受けたものとみなす場合の許可を含む。)に係る土採取事業
- ⑤宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 8 条第 1 項の許可に係る宅地造成に関する工事として行う土採取事業
- ⑥河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 25 条, 第 27 条第 1 項, 第 55 条第 1 項又は第 57 条第 1 項の許可に係る土採取事業
- ⑦砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)第 16 条の認可に係る採取計画に従って行う砂利の採取に伴う土採取事業
- ⑧都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為として行う土採取事業
- ⑨急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項の許可又は同条第 3 項の規定による届出に係る土採取事業
- ⑩自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 25 条第 4 項の許可に係る土採取事業
- ⑪茨城県自然環境保全条例(昭和 48 年茨城県条例第 4 号)第 6 条第 4 項の許可, 同条例第 8 条第 1 項の規定による届出又は同条例第 13 条第 1 項の規定による届出に係る土採取事業
- ⑫その他法令(条例を含む。)の許可又は認可等を受けて行う土採取事業